

四 癸行方法

発行方法

三
振替法の適

振替法の適

二
一
の法發行の根拠
条律及びそれ
項及び記述

の法發号名
条律行稱及
項及のび記
び根拠そ

十三号 務取扱規則（平成十一年大蔵省 第十一項の規定に基づき、平成五日に発行した政府短期証券のとおり告示する。）
月三日 財務大臣 菅直人
国庫短期証券（第八十二回）

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万二八三 七千兆 千七二二 五百万千 百五千二 円十円百 八三 億四十 五千億 千百八 百七十 一千四百	額五額 面千面 金万金 額円額 でで 二三兆 一千七 五百 二百五 四十 億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

